

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 1 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 4 月 1 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和7年4月1日（火）午前9時25分から午前9時50分まで	
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）	
議	題	第1号議案 会長の選出について 第2号議案 会長職務代理者の選出について 第3号議案 愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について 第4号議案 漁業に関する協定に係る委員の選出について 第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について	
出 席 委 員		山下三千男	黒田 勝春
		鈴木 惣和	山本 昌弘
		中根 静夫	小林 俊雄
		榊原 満男	岩田 靖宏
		鈴木 敏且	川口 正康
		山本 忍	石井 克也
		深井 淳二	磯貝 正男
欠 席 委 員		長谷川 桂子	
事 務 局 職 員		書記長	長井 猛
		主 査	黒田 拓男
		非常勤職員	江口 千香
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監		岡本 俊治
	水 産 課	担当課長	原 保
	〃	課長補佐	村内 嘉樹
	〃	主 任	金田 康見

日	時	令和7年4月1日（火）午前9時25分から午前9時50分まで	
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）	
議	題	第1号議案 会長の選出について 第2号議案 会長職務代理者の選出について 第3号議案 愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について 第4号議案 漁業に関する協定に係る委員の選出について 第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について	
出 席 委 員		山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 榊原 満男 岩田 靖宏 鈴木 敏且 川口 正康 山本 忍 石井 克也 深井 淳二 磯貝 正男	
欠 席 委 員		長谷川 桂子	
事 務 局 職 員		書記長	長井 猛
		主 査	黒田 拓男
		非常勤職員	江口 千香
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監		岡本 俊治
	水 産 課	担当課長	原 保
	〃	課長補佐	村内 嘉樹
	〃	主 任	金田 康見

事務局（長井）

それでは、ただ今から第23期第1回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。

本日は第23期の初めての会議ですので、御出席の皆様を事務局から御紹介いたします。

、なお、本日の配席は、慣例により委員歴の長い委員からとし、同じ場合は、年齢順とさせていただいておりますので、御了承ください。それでは、委員の皆様を御紹介いたします。

山下三千男 委員でございます。

黒田 勝春 委員でございます。

鈴木 惣和 委員でございます。

山本 昌弘 委員でございます。

中根 静夫 委員でございます。

小林 俊雄 委員でございます。

榊原 満男 委員でございます。

岩田 靖宏 委員でございます。

鈴木 敏且 委員でございます。

川口 正康 委員でございます。

山本 忍 委員でございます。

石井 克也 委員でございます。

深井 淳二 委員でございます。

磯貝 政男 委員でございます。

なお、長谷川桂子 委員につきましては、本日欠席でございます。

続きまして、農業水産局の職員を御紹介いたします。

岡本 俊治 水産振興監でございます。

原 保 担当課長でございます。

水産課漁業調整グループの

村内 嘉樹 課長補佐でございます。

金田 康見 主任でございます。

最後に私ども事務局職員を紹介させていただきます。

主査の黒田 拓男でございます。

非常勤職員の江口 千香でございます。

最後に、わたくし、書記長の長井 猛でございます。

事務局（長井）	本日は、定員 15 名のうち、14 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、この委員会の会議は成立いたしました。 議長につきまして、委員会運営規程第 5 条第 3 項、会長及び会長職務代理者がともに欠け、又はともに事故あるときは、当該会議に出席した委員の年長者が議長の職を行うとあります。よって、小林委員に議長をお願いしたいと思います。
臨時議長(小林委員)	それでは新しい会長が決まるまで私が議長を務めますので、よろしくお願いします。 はじめに、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名させていただきます。本日の会議の議事録署名者には、臨時議長の私と、山下委員、黒田委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。 第 1 号議案「会長の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第 1 号議案「会長の選出について」説明させていただきます。 お手元の委員会関係規程集の付箋が付けてあるページをお開き下さい。 会長の互選につきましては、愛知海区漁業調整委員会運営規程第 2 条に規定されております。 第 1 項「会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって会長とする。ただし、最多数を得た者が 2 人以上あるときは、くじで定める。」、第 2 項「前項に規定する会長の互選について、委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」となっております。以上です。
臨時議長(小林委員)	ただ今の説明にあったように、会長の選出は無記名投票、あるいは皆様方に異議がないときは指名推薦を用いることができるのですが、御意見はございますか。
委員（鈴木惣和）	指名推薦で選んではいかがでしょうか。
臨時議長(小林委員)	ただ今、指名推薦との御意見がございましたが、御異議はございませんか。

委員（多数）	（異議無し）
臨時議長（小林委員）	異議なしとの声をいただきましたので、会長の選出は指名推薦とします。どなたかの御推薦はございますでしょうか。
委員（鈴木惣和）	山下委員を推薦します。
臨時議長（小林委員）	ただ今、山下委員との推薦を頂きましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
臨時議長（小林委員）	それでは指名推薦に対して採択します。 山下委員を会長に選出することに賛成の方は挙手願います。
委員（多数）	（挙手全員）
臨時議長（小林委員）	挙手全員と認めます。 よって、会長は山下委員に決まりました。
事務局（長井）	小林委員、ありがとうございました。ただ今、会長が選出されました。委員会運営規程第5条第2項により、会議の議長は会長がこれにあたりとされておりますので、以降の議長は、会長に選出されました山下委員にお願いいたします。 それでは山下会長から会長就任の御挨拶をお願いいたします。
会長（山下）	このたび第23期愛知海区漁業調整委員会会長に就任いたしました山下三千男でございます。 皆様方の温かい御推挙によりまして、3期連続で本委員会の会長に御選任いただきましたことは、誠に光栄でございます。 本県漁業の発展と海区漁業調整委員会の円滑な運営のため、一層努力し、この大任を果たしてまいりたいと思います。 皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げまして、会長就任のあいさつといたします。

議長（山下）	それでは、議事に入ります。 第2号議案「会長職務代理者の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第2号議案「会長職務代理者の選出について」説明させていただきます。 同じくお手元の愛知海区漁業調整委員会運営規程第3条を御覧ください。「前条の規定は、会長の職務を代理する委員の互選に準用する。」と規定されております。従いまして、会長選出と同様、無記名投票あるいは委員の皆様には異議がないときは、指名推薦を用いることができます。以上です。
議長（山下）	ただ今の説明にあったように、会長職務代理者の選出は会長選出と同様、無記名投票、あるいは皆様方に異議がないときは指名推薦を用いることができるということです。御意見はございますか。
委員（山本昌弘）	指名推薦で選んではいかがでしょうか。
議長（山下）	ただ今、指名推薦との御意見がございましたが、御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	異議なしとの声をいただきましたので、会長職務代理者の選出は指名推薦とします。 どなたかの御推薦はございますでしょうか。
委員（山本昌弘）	黒田委員を推薦します。
議長（山下）	ただ今、黒田委員との推薦を頂きましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは指名推薦に対して採択します。 黒田委員を会長職務代理者に選出することに賛成の方は挙手願

	います。
委員（多数）	（ 挙 手 全 員 ）
議長（山下）	挙手全員と認めます。 よって、会長職務代理者は黒田委員に決まりました。 それでは、黒田会長職務代理者から就任の御挨拶をお願いいたします。
会長職務代理（黒田）	このたび第 23 期愛知海区漁業調整委員会の会長職務代理者に就任いたしました黒田でございます。 会長のもと、委員会が公正に、また円滑に運営されるよう、精一杯努力したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議長（山下）	次に第 3 号議案「愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第 3 号議案「愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について」御説明いたします。 1 ページを御覧ください。愛知・三重連合海区漁業調整委員会は、愛知三重両県の共有の漁場である伊勢湾・渥美外海における漁業調整を図ることを目的として発足、昭和 20 年代から開催されました。 昭和 55 年に一時中断されましたが、平成 15 年、23 年ぶりに再開を果たして以降、現在までに 13 回の会議が開催されています。 直近の開催実績としましては、平成 23 年に愛知・三重の漁業管理の基本的な考え方である「漁業に関する協定（案）」について、水産庁から説明を受けて了承いたしました。 2 ページを御覧ください。連合海区の事務規程でございますが、第 2 条で、連合委員会は両県の海区漁業調整委員会会長が指名する委員、会長を含む 9 名をもって構成することが規定されております。 再び 1 ページにお戻りください。ページの下段、参考として愛知・三重連合海区における第 22 期愛知海区委員の名簿を載せております。 委員 9 名のうち、稲垣委員と鈴木輝明委員が今回 23 期委員に就

議長（山下）	任されておられません。 以上、よろしくお願いいたします。 ただ今の説明について、御質問等はございますか。 質問等も無いようですので、愛知・三重連合海区漁業調整委員会事務規程第2条で、委員は会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。 委員には、会長である私と、黒田委員、鈴木惣和委員、山本昌弘委員、中根委員、小林委員、榊原委員、鈴木敏且委員、石井委員にお願いしたいと思います。 続きまして、第4号議案「漁業に関する協定に係る委員の選出について」水産課から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第4号議案「漁業に関する協定に係る委員の選出について」説明させていただきます。 資料1ページをご覧ください。漁業に関する協定とは、愛知県と三重県が利用する渥美外海における漁場の利用等に関する協定で、水産庁の仲立ちによって平成23年11月に両県の行政と海区漁業調整委員会が合意して締結されたものであります。 5ページをご覧ください。第10条に紛争処理委員会について規定されております。紛争処理委員会は、渥美外海において発生した漁船間のトラブルに関して当事者間で解決ができない場合、両県いずれかの申し入れにより開催し、解決に向けた調査、審議を行うものです。別に定めた設置要綱で海区漁業調整委員から1名を選出します。なお、これまでの開催実績はございません。 6ページをご覧ください。第11条に資源専門家委員会について規定されております。資源専門家委員会は、渥美外海の水産資源について調査、審議を行うもので、年1回開催しております。こちらも別に定めた設置要綱で海区漁業調整委員から1名を選出します。 9ページをご覧ください。令和7年3月末時点の紛争処理委員会及び資源専門家委員会の愛知県委員名簿を載せております。紛争処理委員会は小林俊雄委員に、資源専門家委員は岩田委員に就任していただいております。今回は、委員の改選に伴い、海区漁業調整委員会から紛争処理委員及び資源専門家委員の選出をお願いするものです。なお、参考として10ページ以降に紛争処理委員会及び資

	源専門家委員会の設置要綱を付けております。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議をお願いします。
議長（山下）	ただ今の説明について、御質問等はございますか。 質問がないようですので、まず、紛争処理委員会の委員を選出したいと思います。どなたか適任者の推薦はございますでしょうか。
委員（中根）	会長一任ではどうでしょうか。
議長（山下）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは、22期の4年間、紛争処理委員を務めてこられた小林委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは、小林委員に紛争処理委員会の委員をお願いすることといたします。 次に、資源専門家委員会の委員を選出したいと思います。どなたか適任者の推薦はございますでしょうか。
委員（中根）	会長一任ではどうでしょうか。
議長（山下）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは、22期の4年間、資源専門家委員会の委員を務めてこられた岩田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）

議長（山下）	それでは、岩田委員に資源専門家委員会の委員をお願いすることといたします。 続きまして、第5号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について、説明させていただきます。 1 ページをご覧ください。まず、太平洋広域漁業調整委員会についてご説明いたします。1 の委員会の設置ですが、広域漁業調整委員会は漁業法第 152 条第 1 項の規定により、太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海に設置されております。 また、委員会の効率的な運営のため、部会等が設けられています。 2 の委員会の機能としましては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行います。 3 の委員構成ですが、委員会は、漁業法第 153 条の規定により、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、太平洋広域漁業調整委員会については委員数が 28 名となっております。 このうち海区代表者は、太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者、各 1 人となっております。 2 ページをご覧ください。広域漁業調整委員会都道府県海区互選委員についての水産庁の通知文です。この度の海区漁業調整委員の改選に伴う広域漁業調整委員互選等の取扱について確認するものでございます。ページ下の「参考：漁業法における広域漁業調整委員会委員に関する規定についての（2）委員の失職の下線部をご覧ください。海区互選委員が海区漁業調整委員会の委員でなくなったときは、その職を失うこととされています。 現在の愛知県選出委員は鈴木輝明元委員でしたので、今回の海区委員会で新たに委員の選出をお願いするものであります。また、委員の任期につきましては、（1）のとおり、漁業法第 156 条で準用する同法第 143 条第 1 項の規定により 4 年間とされています。新たに選出された互選委員の任期は、前任者の残任期間とされております。

	すので、今回は令和7年9月30日までとなります。 説明は以上でございます。
議長（山下）	ただ今の事務局の説明について、御質問等はございますか。 質問等も無いようですので、どなたか適任者の推薦はございますでしょうか。
委員（榊原）	会長一任ではどうでしょうか。
会長（山下）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは、広域的な水産資源管理に詳しい石井委員に、太平洋広域漁業調整委員会の委員をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（山下）	それでは、石井委員に太平洋広域漁業調整委員会の委員をお願いしたいと思います。 以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。 これにて第23期第1回愛知海区漁業調整委員会会議を終了します。 臨時議長 委員 委員